

岡山市条例第51号

岡山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市病院事業の設置等に関する条例（平成12年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第2項の表中「管理者」を「市長」に改め、同条を第2条とする。

第4条を削る。

第5条中「管理者が」を「市長が」に改め、同条を第3条とする。

第6条第1項中「管理者に」を「市長に」に改め、同項第4号中「管理者が」を「市長が」に改め、同条第2項中「管理者は」を「市長は」に改め、同項第4号中「管理者が」を「市長が」に改め、同条第3項及び第4項中「管理者は」を「市長は」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「管理者に」を「市長に」に改め、同条第3号中「管理者が」を「市長が」に改め、同条を第5条とし、第8条を第6条とする。

第12条の見出し中「提出等」を「作成」に改め、同条第1項中「管理者」を「市長」に、「市長に提出」を「作成」に改め、同条第2項中「提出」を「作成」に改め、同項第3号中「管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「提出」を「作成」に、「管理者」を「市長」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条中「法」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」に改め、同条を第10条とし、第6条の次に次の3条を加える。

（利用料金）

第7条 金川病院を利用する者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 前項の利用料金の額は、この条例に定めるもののほか健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法により算定した額と、健康保険法第85条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第

7 4 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準により算定した額（その額が現に食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）との合計額とする。

3 健康保険法第 8 6 条第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律第 7 6 条第 1 項の規定に基づく保険外併用療養費に係る自費負担額及び各種文書料は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

4 利用料金については、法令に定めのあるもののほか、外来患者についてはその都度徴収し、入院患者については指定管理者が市長の承認を得て別に定める方法により毎月計算し、納入期日を通知し、徴収する。

(利用料金の収入)

第 8 条 利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(指定管理者の指定の取消し等があった場合における使用料等の取扱い)

第 9 条 利用者は、指定管理者の指定が取り消されたとき、又は管理の業務の全部の停止を命ぜられたときは、第 7 条第 2 項から第 4 項までの規定により定められた額を金川病院の使用料又は手数料として市長に納付しなければならない。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

(委任)

第 1 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 7 条関係）

種別	単位	金額	備考
通算 1 8 0 日超長期入院患者 自費負担額	1 日につき	入院基本料の算定額に 1 0 0 分の 1 5 を乗じた額とし、消費税は別途加算する。	(1) 対象者は、通算 1 8 0 日以上入院し、長期入院による保険外併用療養費の該当となる患者とする。 (2) 入院の日及び退院の日は、それぞれ 1 日と

					して算定する。	
室料	特別室	1日につき	10,800円		(1) 入院の日及び退院の日は、それぞれ1日として算定する。 (2) 消費税が非課税のものについては、この金額に108分の100を乗じた金額とする。	
文書料	診断書	死亡診断書 身体検査書 健康診断書 一般診断書	1通につき	2,160円	消費税が非課税のものについては、この金額に108分の100を乗じた金額とする。	
		その他診断書		5,400円		
	特殊診断書	年金関係診断書 身体障害者用診断書 生命保険死亡診断書 自賠責保険診断書	1通につき	5,400円		
		その他特殊診断書		10,800円		
		裁判所用鑑定書		32,400円		
	証明書	通院(入院)証明書	1通につき	2,160円		

	医療費領収証 明書		
	自賠責保険明 細書		3, 240円
	その他証明書		5, 400円

備考 この表において「消費税」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税をいう。

附 則

- 1 この条例は、地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの成立の日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 岡山市病院事業管理者の給与に関する条例（平成12年市条例第99号）
 - (2) 岡山市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成12年市条例第100号）
 - (3) 岡山市病院事業使用料及び手数料条例（平成12年市条例第101号）
- 3 前項第3号の規定による廃止前の岡山市病院事業使用料及び手数料条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。